

## 平塚市人権施策推進協議会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2項及び第3項の規定に基づき、平塚市人権施策推進協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、会議公開を定める平塚市情報公開条例（条例第24号）第31条の趣旨を最大限に実現するよう解釈・運用しなければならない。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の傍聴者定員は、3人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 平塚市人権施策推進協議会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合を求めるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員に傍聴を認めるものとし、定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(部会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、平塚市人権施策推進協議会の部会について準用する。

この場合において、「平塚市人権施策推進協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(附属機関等名称) 傍聴希望者受付用紙

月 日(受付日)

氏 名	備 考

## 傍聴を希望される方の遵守事項について

- 1 傍聴の可否については、審議・検討する内容により、各審議会等で審議され決定されます。
- 2 会場の都合上、傍聴席数を超える場合は、抽選になります。抽選の場合には、受付番号順に抽選を行います。
- 3 傍聴を認められた方は、指定の場所で自己の名前を傍聴人受付用紙に、記入してください。
- 4 次に掲げる事項に該当する方は、会場への入場をお断りします。
  - (1) 危害を加えるおそれのある物を携帯している方（例：刃物）
  - (2) 氣勢を示すおそれのある物を携帯している方（例：ビラ、旗、プラカード）
  - (3) 威圧を与えるおそれのある物を携帯している方（例：鉢巻、腕章、ヘルメット）
  - (4) 騒音を出すおそれのある物を携帯している方（例：笛、ラッパ、太鼓、拡声器）
  - (5) 酒気を帯びていると認められる方
  - (6) 議事を妨げ、他人に迷惑を及ぼすなど会議の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- 5 傍聴する方は、静粛にし、次に掲げる事項を守ってください。
  - (1) 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑い、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) 写真・ビデオ等の撮影や録音をしないこと。ただし、事前に会長等の許可を得たときは、この限りでない。
  - (4) 飲食または喫煙をしないこと。ただし、水やお茶などペットボトルについて、事前に会長等の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
  - (6) 携帯電話その他音を発する情報通信機器等の電源を切っておくこと。
  - (7) 会議の秩序を乱し、または議事の妨げになるような行為をしないこと。
  - (8) その他係員の指示する事項を守ること。
- 6 会の長（議長を含む。）は、傍聴する方が上記に定める事項に違反するときは正常な会議の進行を確保するためこれを制止し、その命令に従わないときは、必要に応じ、上記事項に反する傍聴人に退場を命じます。